

教育庁の管理職人事について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和35年大分県教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり臨時代理として処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

1 人事異動の概要

発 令 年 月 日	令和3年5月28日
旧 所 属 ・ 職 名	教育財務課財務企画監
新 所 属 ・ 職 名	（兼務）教育改革・企画課参事
氏 名 （ 年 齢 ）	後藤 弘之（50歳）
備 考	

2 臨時代理処分日 令和3年5月28日